

産業高度化・事業革新促進地域における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第5条]

産業高度化・事業革新促進地域内において、「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」を新設し、又は増設した青色申告者について、課税免除の対象となります。(対象地域: 県内全域)

1. 対象事業

- ①「製造業等」: 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 [規定: 沖振法第3条第9号]
- ②「産業高度化・事業革新促進事業」: デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、自然科学研究所、電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業
[規定: 沖振法第3条第10号及び沖振法施行令第4条]

※ なお、機械修理業、非破壊検査業については、「②産業高度化・事業革新促進事業」に該当するが、「2. 対象施設の要件 ②」に該当しないため、課税免除の対象外。
また、令和3年4月1日以降は、こん包業などの下線を付した事業についても同様。

2. 対象施設の要件

- ① 平成24年4月1日から**令和4年3月31日**までの間に新設し、又は増設したもの。
- ② 沖振法第35条の3第4項に基づく認定を受けた産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、対象事業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の適用を受けることができる設備で、取得価格の合計額が1,000万円を超えるものであること。(＝「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。)

3. 課税免除の適用範囲

家屋 : 対象事業の用に直接供する部分
土地 : 適用家屋の垂直投影部分

(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

- (1) 不動産取得税課税免除申請書 (土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- (2) 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- (3) 青色申告者であることを証する書類 → 青色申告の承認申請書等
- (4) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (5) 会社の商業登記簿謄本及び定款
- (6) 家屋の建築請負契約書
- (7) 土地の売買契約書(土地の場合)
- (8) 対象家屋の建築の着手が確認できる書類(土地の場合) → 着工届等
- (9) 認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備であることを明らかにする書類
→ 当該実施計画についての県知事名の認定通知及び認定申請書の写し
法人税申告書の別表16(1)、別表16(2)、附表(15)、減価償却明細書
※特別償却を行っていない場合はその理由書も添付すること。

※(1)については沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 **検索** クリック

< 申請期限 >

(法人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間
(個人)課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで
※事業の用に供した日が令和2年12月27日以前の場合は「事業の用に供した日」は「取得した日」となります。